NPO法人・労働と人権
サポセン
サポートセンター・大阪

〒530-0041　大阪市北区天神橋 2-2-9
プラネット南森町ビル 8 階
電話　06-6352-3400　FAX 06-6352-3401
メール　saposen-osaka@lemon.plala.or.jp
ホーム　http://www.saposen-osaka.org
編集・発行／ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪

サポセン通信　５７号　目次

・人びとが「楽しく」「つながる」防災と障害者イベントで無料弁護士相談を開催　１Ｐ
・2025 年最低賃金改定の問題　「発効の先送り」と政府目標「1,500 円」の撤回　２～３Ｐ
・高市政権　生活保護違法減額の全額補償回避　補償額は本来の半分以下　４～６Ｐ
・中村猛さん翻訳・自主出版「元日本軍　慰安婦　おばあさんの手記」の頒布案内　６Ｐ
・万博工事代金未払い問題の解決を図る議員立法を提出(野党４会派)　７Ｐ
・労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会　２０２６年元旦行動呼びかけ　８Ｐ

障害者と防災活動　人びとが「楽しく」「つながる」ことから

童夢（どうむ）KANSAI ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ　無料弁護士相談を実施

１１月１８日長居公園自由広場（大阪市東住吉区）で「障害×防災」をテーマとしたイベントが 5,000 人を超える市民が参加して開催された。主催は東日本大震災の被災地障害者支援を契機に 15 年連続でイベントを開催してきた障害者団体で構成する「童夢（どうむ）KANSAI フェスティバル」実行委員会」

サポセン大阪は「大阪労働者弁護団」「ユニオンおおさか」「なにわユニオン」と協力して渋谷有可弁護士・社会福祉士による「無料法律相談」と「やきいも販売」のブースを出店した。当日９件の法律相談があり、やきいも販売の収益金を自然災害の被災障害者を支援している NPO 法人「ゆめ風基金」に寄付した。

実行委員会からの「童夢（どうむ）KANSAI フェスティバル」開催の目的についてメッセージの要旨を紹介する。

被災地障害者支援の経験から、被害を最小限に抑え、いち早く日常に戻るためには、日ごろから様々な人と「つながる」ことが大事です。介助の必要な障害者にとって、周囲のサポートは「非常食」や「トイレ」と同じくらい必要不可欠なことです。多様な背景をもつ人々が、子どもも大人もともに美味しいものを食べ、童心にかえって、夢中で遊ぶことができれば、自然と助け合える関係が生まれるでしょう。

「発効の先送り」　政府目標「1,500 円」撤回問題

最低賃金引き上げ運動　喫緊の課題

10 月 31 日大阪市北区南森町の天神橋商店街でコミュニティ・ユニオン関西ネットワーク（13 のユニオンで構成）は関西各府県の最低賃金改定の周知と「全国どこでも最低賃金時給 1500 円以上」を訴えるチラシを入れたティッシュを配布する宣伝活動を実施した。

2025 年度の最低賃金改定状況を最低賃金額順に並べた表を次頁に示す。各都道府県で過去最高の引き上げ額が相次ぎ、63 円から 82 円の引き上げで全国加重平均は 1,121 円（前年比＋66 円、＋6.3%）となった。しかし金額だけみると上がってみえるが、1 年にならして考えると 25 府県が国の目安より 1 円以上低くなっている「発効の先送り」問題が生じている。（毎日新聞 9 月 16 日報道「あなたの県、実は目安割れ」）そして日本維新の会の閣外協力で 10 月に発足した自民党高市政権の最低賃金政策は自公連立下の石破政権に比べると労働者より企業を優先するものとなっている。

8、9 月に開催された各都道府県の審議会では、新しい最低賃金発効時期を例年より大幅に遅らせる動きが顕著となった。27 府県が 11 月以降に発効日を設定して、秋田、群馬、徳島、大分、熊本、福島などの６県は越年となった。これは最賃審議会に使用者側委員を送っている中小企業団体の以下のとおりの「改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保」主張が公益委員の同意を得て反映されたものだ。

最低賃金に関する要望　2025 年 4 月 17 日
日本商工会議所　東京商工会義所、全国商工会連合会　全国中小企業団体中央会
5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を
例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地賃での改定決定後、ほとんどの都道府県で 10 月 1 日前後に発効するプロセスとなっている。最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は２か月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保するところが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により全国的に年始めまたは年度初めの発効とすべきである。（2024 年４月にも同様の要望を政府に提出している）

11 月 14 日の参議院予算委員会で石破前政権が掲げた政府目標の「2020 年代に最低賃金全国平均 1500 円の実現」を継承するかとの立憲民主党・古賀之士（こが これゆき）議員の質問に対して高市首相は「時給をいまの段階で明確に目標を示すのは非常に難しい。明示的に何円までと示す政府として統一したものはない」として前政権の政府目標を否定する考えを示した。

このような「制度と政策」の後退に対抗するためにナショナルセンターの枠を越えて労働組合が参加している「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」（連絡先団体　下町ユニオン・生協労連・郵政産業労働者ユニオン・全国一般労働組合全国協）は 12 月 3 日の厚労省要請や院内集会を取り組んだ。

２０２５年度　地域別最低賃金　改定状況

順位	ランク	目安額	都道府県名	答申改定額	改定前額	引上げ額	引上げ率	目安差額	発効予定日
1	A	63	東　京	1226	1163	63	5.4	0	10月03日
2	A	63	神奈川	1225	1162	63	5.4	0	10月04日
3	A	63	大　阪	1177	1114	63	5.7	0	10月16日
4	A	63	埼　玉	1141	1078	63	5.8	0	11月01日
5	A	63	千　葉	1140	1076	64	5.9	＋1	10月03日
6	A	63	愛　知	1140	1077	63	5.8	0	10月18日
7	B	63	京　都	1122	1058	64	6.0	＋1	11月21日
8	B	63	兵　庫	1116	1052	64	6.1	＋1	10月04日
9	B	63	静　岡	1097	1034	64	6.1	＋1	11月01日
10	B	63	三　重	1087	1023	64	6.3	＋1	11月21日
11	B	63	広　島	1085	1020	65	6.4	＋2	11月01日
12	B	63	滋　賀	1080	1017	63	6.2	0	10月05日
13	B	63	北海道	1075	1010	65	6.4	＋2	10月04日
14	B	63	茨　城	1068	1005	69	6.3	＋6	10月12日
15	B	63	栃　木	1068	1004	64	6.4	＋1	10月01日
16	B	63	岐　阜	1065	1001	64	6.4	＋1	10月18日
17	B	63	群　馬	1063	985	78	7.9	＋15	2025年03月01日
18	B	63	富　山	1062	998	64	6.4	＋1	10月12日
19	B	63	長　野	1061	998	63	6.3	0	10月03日
20	B	63	福　岡	1057	992	65	6.6	＋2	11月16日
21	B	63	石　川	1054	984	70	7.1	＋7	10月08日
22	B	63	福　井	1053	984	69	7.0	＋6	10月08日
23	B	63	山　梨	1052	988	64	6.5	＋1	12月01日
24	B	63	奈　良	1051	986	65	6.6	＋2	11月16日
25	B	63	新　潟	1050	985	65	6.6	＋2	10月02日
26	B	63	岡　山	1047	982	65	6.6	＋2	12月01日
27	B	63	徳　島	1046	980	66	6.7	＋3	2025年01月01日
28	B	63	和歌山	1045	980	65	6.6	＋2	11月01日
29	B	63	山　口	1043	979	64	6.5	＋1	10月16日
30	B	63	宮　城	1038	973	65	6.7	＋2	10月04日
31	B	63	香　川	1036	970	66	6.8	＋3	10月18日
32	c	64	大　分	1035	954	81	8.5	＋17	2025年01月01日
33	c	64	熊　本	1034	952	82	8.6	＋18	2025年01月01日
34	B	63	福　島	1033	955	78	8.2	＋15	2025年01月01日
	B	63	島　根	1033	962	71	7.4	＋8	11月17日
	B	63	愛　媛	1033	956	77	8.1	＋14	12月01日
37	c	64	山　形	1032	955	77	8.1	＋13	12月23日
38	c	64	岩　手	1031	952	79	8.3	＋15	12月01日
	c	64	秋　田	1031	951	80	8.4	＋16	2025年03月31日
	c	64	長　崎	1031	953	78	8.2	＋14	12月01日
41	c	64	鳥　取	1030	957	73	7.6	＋9	10月04日
	c	64	佐　賀	1030	956	74	7.7	＋10	11月21日
43	c	64	青　森	1029	953	76	8.0	＋12	11月21日
44	c	64	鹿児島	1026	953	73	7.7	＋9	11月01日
45	c	64	高　知	1023	952	71	7.5	＋7	12月01日
	c	64	宮　崎	1023	952	71	7.5	＋7	11月16日
	c	64	沖　縄	1023	952	71	7.5	＋7	12月01日
全国加重平均				1121	1055	66	6.3	＋3	

高市政権　生活保護違法減額の全額補償回避

補正予算に計上の補償額は本来の半分以下

2025 年度政府補正予算案は 12 月 11 日、衆院本会議で賛成多数で可決された。野党のうち国民、公明が賛成しているため、今国会（17 日会期末）での成立は確実となった。

予算総額は 8.3 兆円で、前年から 4.4 兆円増えた。このうち、厚生労働省の予算案（2 兆 3,252 億円）には「平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応」として 1,475 億円が計上されている。

最高裁判決　「デフレ調整」を違法と認め、保護費の変更（減額）決定処分の取り消し

本年 6 月 27 日、最高裁第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、上告された愛知と大阪の二つの訴訟について、国が生活扶助基準引き下げの根拠の一つとした「デフレ調整」を違法と認め、保護費の変更（減額）決定処分の取り消しを命じた。 この判決を受けて、原告らは生活保護の全受給者（約 200 万人）に対し、2013 年（平成 25 年）までさかのぼって、減額分を「遡及支給」する施策を国に求めた。 この施策で国が支払うべき支給額は総額 4000 億円を超えると試算された。

厚労省　「ゆがみ調整」維持し　一律 2.49%の新たな調整を導入

しかし、国は当該判決に対する誠実な対応を回避し、厚労省は以下のような複雑な処理を行い、本来は 4,000 億円超であった補償額を 1,475 億円に減額して予算計上した。

判決の対象となった減額改定は「ゆがみ調整」と「デフレ調整」という二つの方法によって行われた。「ゆがみ調整」は世帯構成による基準額の段差を均すための手法で、最高裁はこれを適法と判断した。一方、物価下落率を一律に反映させる「デフレ調整」は、合理性を欠くとして違法と認定した。世帯ごとに異なる「ゆがみ調整」と一律 4.78%のデフレ調整分を合わせて約 10%の減額となる。但し、判決は、「ゆがみ調整」と「デフレ調整」の併用について、専門的見地からの検討を欠く（そもそも「デフレ調整」の存在は基準部会の専門委員には隠されていた）として、全体として違法と評価している。したがって、取消し判決の効力は「デフレ調整」部分だけではなく、処分全部に及ぶ。（図 1 左列参照）

（図１） 最高裁判決を受けた厚労省の方針

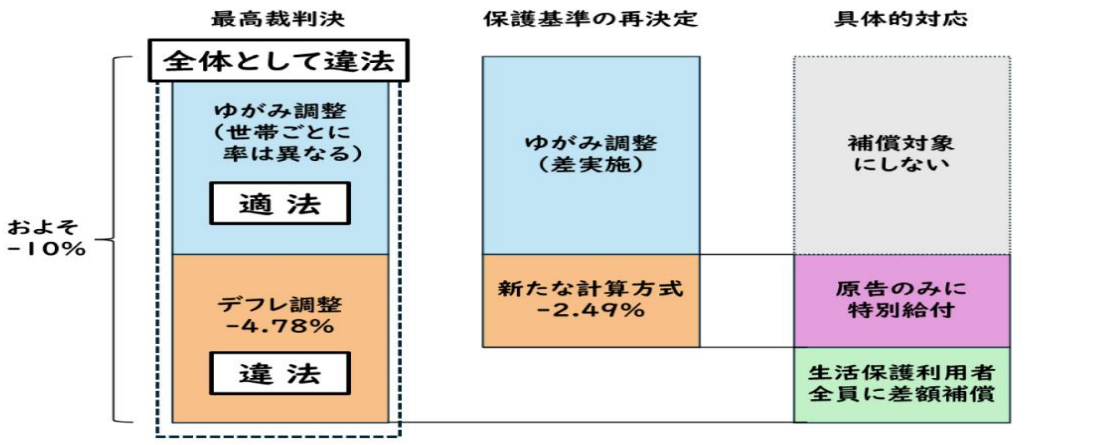

（出所）筆者作成

Wedge ONLINE 2025.12.12 より転載

判決を踏まえ、厚労省は適法とされた「ゆがみ調整」はそのまま維持し、違法とされた「デフレ調整」の代わりに、低所得層の消費水準との比較に基づく一律 2.49%の新たな調整を導入した。（図 1 中央列参照）

しかし、前述のように判決の効力はあくまでも併用された「ゆがみ調整」と「デフレ調整」の全体に及ぶ。そこで、具体的な対応は次のとおりとなる。すなわち、原告と非原告の全員に対して、違法とされたデフレ調整分と新たな 2.49％の減額の差額を追加支給する。そのうえで、法的に判決の効力が及ぶ原告については、別に特別給付を設け、減額された 2.49％分を全額補填する措置が取られる。これは大臣裁量による特例的な取扱いとなる。（図 1 右列参照）

「原告団」不服審査請求を検討　法学研究者「緊急声明」提出

12 月 9 日、厚生労働省と原告側の協議が国会内で開かれた。厚労省は、上記のような方法で引き下げをやり直した上で差額を当時の利用者に追加給付する方針を原告側に説明した。しかし、減額分すべての補償を求めてきた原告側は反発し、再減額が撤回されなければ改めて不服審査請求等をおこすことも視野に、年明けまでに原告団としての対応を話し合う方針だ。

すべての生活保護利用者に、2013 年引き下げ以前の基準に従った保護実施を

原告側は協議の冒頭、全国の法学研究者 120 人以上が賛同した「緊急声明」（呼びかけ人・井上英夫・金沢大名誉教授ら）を厚労省側に手渡した。声明は再減額について「最高裁判決の上に行政の判断を置く」「三権分立原則に違反する」ものと厳しく批判、すべての利用者に減額分全額を支給するべきだ、としている。声明全文は以下のとおり。（清輝）

2025 年 12 月 8 日

法学研究者による緊急声明

声明の趣旨

最高裁判決に従わない厚生労働省の対応は、民主主義の根幹を揺るがす人権侵害行為であり、直ちにすべての生活保護利用者に生活保護基準引き下げ以前の保護費を支給するべきである。

声明の理由

本年 6 月 27 日に最高裁判所第 3 小法廷は、2013 年に実施された生活保護基準引き下げ処分を違法として取り消す判決を出した。その後すでに 6 か月近くを経過したにもかかわらず、厚生労働省は、違法と判断された生活保護基準引き下げを是正することなく、違法・違憲状態を放置し続けている。そして、11 月 21 日に最高裁判決に対する「対応策」として以下のような方向を提起した。つまり、12 年前の保護基準引き下げの一部は正当であったとして、引き下げ以前の基準での保護費全額支給を拒否して、改めて一部保護費引き下げた給付を行おうという内容である。それに加えて、生活保護基準引き下げを違法として提訴した原告と、それ以外の生活保護利用者とを区別した補償を行うというものである。

しかし、6 月 27 日最高裁判決は、多数意見と反対意見との間で引き下げ処分取り消しの理由付けに違いがあるが、2013 年に行われた生活保護基準引き下げ決定全体を違法と判断したしたものであって、引き下げ理由で区別したうえで一部取り消しを認めたものではない。

引き下げ処分全体が最高裁により取消されたにもかかわらず、12 年経った時点で再度行政が保護費減額処分を行うことは、最高裁判決の上に行政の判断を置く、日本国憲法の基本原則である三権分立原則に違反する許されないことである。

また、最高裁判決は、個々の原告の保護費減額決定を取消す判断の前提として、2013 年の生活保護基準引き下げ決定自体が違法であると判断している。2013 年に行われた厚生労働大臣の保護基準引き下げ決定そのものが違法であると判断された以上、具体的に訴訟を提起したか否か関わらず、すべての生活保護利用者について、引き下げ以前の保護基準に基づく最低生活保障が行われるべきである。これは、生活保護法 2 条の無差別平等の原理から見ても、憲法 14 条の平等原則から見ても当然のことである。

以上のように現在厚生労働省が行おうとしている最高裁判決に対する「対応策」は、司法判断に従わない、違法・違憲のものであると言わざるを得ない。

本件では訴訟提起時点で 1000 人余りが原告となっていたが、10 年余り経過する中ですでにその 2 割を超える 233 人以上が亡くなっている。生活保護処分の取り消しを求める訴訟において原告が死亡すると訴訟が終了する取り扱いが現在の判例になっている。これを前提にすれば、厚生労働省の対応は、すべての原告が死亡するまで理由を変えて保護基準引き下げを続けて、最終的に訴訟を終了させることができることになりかねない。

司法判断の上に厚生労働省の行政判断を置く対応を許すことは、生活保護をめぐる問題にとどまらず、日本社会において法の役割を無に帰せしめものである。これは日本が法治国家であり続けることを破壊することを意味し、日本の民主主義の根幹を壊すことにつながると言わざるを得ない。

私たち、法の研究に携わる者として、こうした事態を看過することはできない。 厚生労働省は直ちに最高裁判決に従い、すべての生活保護利用者に、2013 年引き下げ以前の生活保護基準に従った保護を実施するよう求める。

呼びかけ人　井上英夫（金沢大学名誉教授・社会保障法）　木下秀雄（大阪市立大学名誉教授・社会保障法）　賛同者　　別紙賛同者一覧のとおり

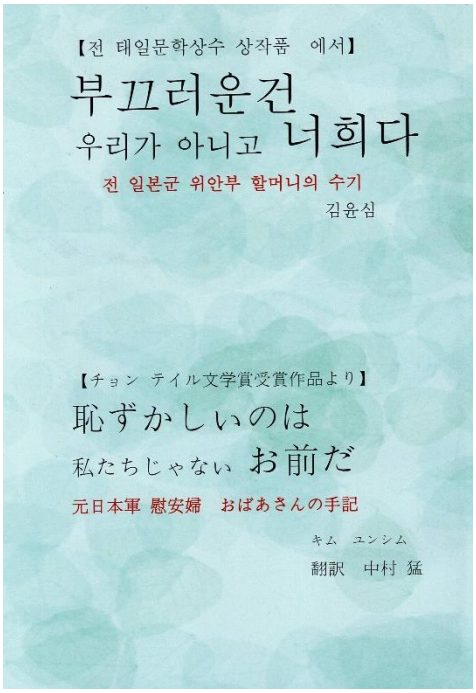

恥ずかしいのは
私たちじゃない　お前だ
元日本軍　慰安婦　おばあさんの手記

「日韓民主労働者連帯代表」の中村猛さんが３５年の活動で「心を揺さぶられたこと」を語ったサポセン講座が 10 月 17 日大阪市内で大阪中央地域日朝共闘、ヨンデネット大阪（日朝日韓連帯大阪連絡会議）との共催で開催された。

中村さんは「一人でも多くの『日本の人』に読んでもらいたい」と願いながら「キム・ユンシムさんの手記」を翻訳・自主出版しました。希望される方は「送付先ご住所、お名前、入手希望」を明記したメールをサポセンまでお送りください。折り返し図書と振込用紙を送付いたします。（送料込頒価 820 円）saposen-osaka@lemon.plala.or.jp

万博工事代金未払い問題の解決を図る議員立法を提出

今年開催された大阪・関西万博の海外パビリオン工事の一部について、工事を受注し仕事を行った建設業者（下請け業者）に対して「現実に労働力を提供しながらそれに対する対価が支払われないという」深刻な人権侵害の事態が生じている。未払い額の総額は１０億円超に及ぶ。

万博協会が開催に向けた準備の段階で海外パビリオン」の着工遅れを是正できないまま、大阪府市が中小事業者に受注を呼びかけ、トラブルを回避する余裕のない中で工事が進められた事情が「未払い問題」の背景であることが国会委員会の調査や議員と政府との質疑のなかで明らかにされてきた。

12 月 15 日、野党 4 会派（立憲民主・無所属、れいわ新選組、日本共産党、減税保守こども）は議員立法「大阪・関西万博特措法改正案」（正式名称：令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案）を衆議院に提出した。

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な
特別措置に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一　博覧会協会の業務の特例

博覧会協会は、第十五条に規定する日※までの間、第十六条各号に掲げる業務のほか、博覧会の会場その他の施設に関する工事（ それらを解体する工事を含む。）の請負に係る契約に基づく債権の買取りその他当該請負の対価として支払われるべき金額に相当する金額の支払の確保を図る業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

※令和１０年３月３１日
（この法律による改正後の附則第三項関係）

二　施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
２　その他必要な規定を整備する。

法案を提出する立憲、れいわ、共産議員

議員立法による法律改正案を提出した 4 会派は「万博特措法を改正して、万博協会の業務に未払い工事費用債権の買い取り等を加えることにより、未払い問題に苦しむ建設業者の救済を図るもので、また追加される業務には、解体に関する債権の買取りも含まれており、解体工事に関わる業者にとっても安心材料にもなる」としている。

筆頭提出者の米山隆一衆議院議員は法案提出後の記者会見で「工事費の未払いで被害を受けている業者の皆さんを救う法案だ。万博協会が未払い工事費用債権を買い取れることを明記しつつ、買い取りの判断を協会に委ねることで、事案の実情に応じた柔軟な解決が可能となる」と法案の意義を強調し早期の成立をめざして取り組む考えを述べた。

２０２６
元旦行動
無罪判決を勝ち取ろう！
1月1日(木) 10：00
（大阪府警本部前）
☆内容☆
・あいさつ
・連帯アピール
・闘争報告
・その他
今年も恒例の元旦行動に集まろう！
２０２６年を完全勝利の年に！
2025年2月26日、京都3事件において、懲役10年を検察に求刑されていた、関西生コン支部・湯川委員長に対し京都地裁は3事件すべてに無罪判決を出しました。また、4月17日、最高裁からの差し戻しを受けて行なわれた加茂生コン事件の判決では、関生支部のＹ組合員が再び無罪となる勝利をかち取りました（安井執行委員は不当判決）。2025年は、着実に無罪判決を積み重ねた1年でした。2026年こそ、完全勝利の年にしなければなりません。
なかまの皆さん、元旦行動に集まり
勝利の2026年をスタートさせましょう
労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会
（連絡先）全港湾大阪支部気付　TEL：06－6575－3131